

# 令和6年度 償却資産(固定資産税)申告の手引

## 豊橋市

平素より、市税につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

固定資産税には、土地、家屋、および償却資産(事業用資産)があります。償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の豊橋市内に所在する償却資産を申告しなければなりません。本手引きを参考に、同封の申告書等に必要事項を記入の上、期日までにご提出ください。

### 1 提出期限

**令和6年1月31日(水)**

※事務処理の都合上、1月15日(月)までの提出にご協力ください。

### 2 提出書類

提出書類	提出部数	備 考
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	1部 (提出用)	○豊橋市様式の申告書では「提出用」と「控用」の2枚複写になっています。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	1部 (提出用)	○郵送で申告される方で受付印が必要な方は、「控用」と返信用封筒(宛先を記入し切手を貼ったもの)を同封してください。

※新たに課税標準の特例又は非課税の適用を受ける資産を取得した方は、別途提出書類があります。詳細は、10ページから11ページをご確認ください。

### 3 提出方法

郵送又は窓口での提出、電子申告(eLTAX)

※窓口センターでの申告受付、公民館等での出張受付は実施しておりません。

### 4 提出先・問合せ先

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地  
豊橋市役所 財務部 資産税課 償却資産担当  
電話 ☎0532-51-2226

☆郵送で提出される場合に、宛先として使用できるラベルが裏表紙にありますので、切り取ってご利用ください。

豊橋市役所ホームページのご案内

○固定資産税(償却資産)のページの検索の仕方

豊橋市 資産税課 償却資産

検索



<<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7017.htm>>

## 目次

1	申告について	3
2	国税資料等の閲覧について	4
3	実地調査のお願い	4
4	償却資産のあらまし	
	①償却資産とは	5
	②申告の対象となる資産	5
	③家屋と償却資産の区分表	6
	④自動車等について	6
	⑤業種別の主な償却資産	7
5	賃貸住宅、貸し駐車場をお持ちの方へ	8
6	国税（所得税・法人税）との違い	9
7	増加償却の適用について	9
8	課税標準の特例及び非課税について	
	①課税標準の特例の対象となる償却資産の例	10
	②非課税の対象となる償却資産の例	11
9	償却資産の評価	12
10	税額の決定	12
11	納期	13
12	災害減免について	13
13	償却資産課税台帳の閲覧	13
14	Q & A ～よくある質問～	13
15	償却資産申告書・種類別明細書の書き方	
	㊦償却資産申告書の記入例	16
	㊧種類別明細書の記入例	18
	【最終確認】提出前にご確認ください	20

「昨年と変わらない」「資産を売却した」「廃業した」

**どうする申告？ 必ず申告！**

(この手引きは令和5年9月末現在において作成しております。)

# 1 申告について

## (1) 申告が必要な方

令和6年1月1日現在に償却資産を所有している方、又は他の事業者<sup>※</sup>に事業として償却資産を貸付けしている方です。前年中に、廃業、休業、転出、相続、承継、吸収合併などがあつた方も申告が必要です。

## (2) 申告の方法

### ①豊橋市様式により申告される場合【一般申告】

同封の「償却資産申告書」と「種類別明細書」を次の留意事項及び記入例（P.16～19）を必ず確認し作成してください。

提出書類名	留意事項
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	・ 記入例に明示した赤枠内の項目は必ず記載してください。 ・ 前年中に資産の増減がない方は、「18.備考」欄の「2.増減なし」に○をつけてください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	・ 前年中に資産の増減がない方も提出してください。

### ②独自様式又は電子申告（eLTAX）により申告される場合【電算申告】

次の留意事項にしたがい、記入例（P.16～19）を参考に作成してください。また、電子申告の場合は、利用届出事前審査などの手続きが必要です。詳しくはeLTAXホームページをご確認ください。（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）

提出書類名	留意事項
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	・ <b>所有者コードを必ず記載</b> してください。所有者コードは、本市送付の申告書又は「申告のご案内」に記載しています。 ・ 電算申告として取扱うと、翌年度から申告書及び種類別明細書を送付しません。送付希望の場合は「18.備考欄」に「明細送付希望」と記入してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	・ 令和6年1月1日現在に豊橋市内にある全資産について、 <b>定率法により償却計算を行い評価額を算出</b> してください。 ・ 課税標準の特例の適用がある場合は、その特例率、特例適用後の課税標準額を記載してください。 ・ 前年中に資産の増減がない場合でも、添付してください。 ・ <b>前年中に資産の減少がある場合は、減少資産のみを抽出した種類別明細書を別途作成し添付</b> してください。

## (3) 申告に関する注意事項

- ・ 家屋（固定資産税）や自動車税、軽自動車税の対象となる資産は償却資産の対象外になりますので、ご注意ください。
- ・ 課税標準額150万未満の場合は課税されませんが、申告は必要です。
- ・ 前年中に廃業された方も、廃業した旨の申告をお願いします。

#### (4) 申告内容に誤り等を見つけた場合

申告内容の間違い等がわかったときは、遅滞なく修正申告をしてください。

新たな申告書にて修正申告をするか、以前に提出した申告書の控の写し（コピー）へ赤字修正したものをご提出ください。電子申告（eLTAX）の場合は、再度電子申告をしてください。

修正申告の際は、申告書の空きスペースや備考欄に「修正申告」とご記載ください。

ご連絡いただければ、新たな申告書をお渡しすることが可能です。その際は所有者コードをお伝えください。

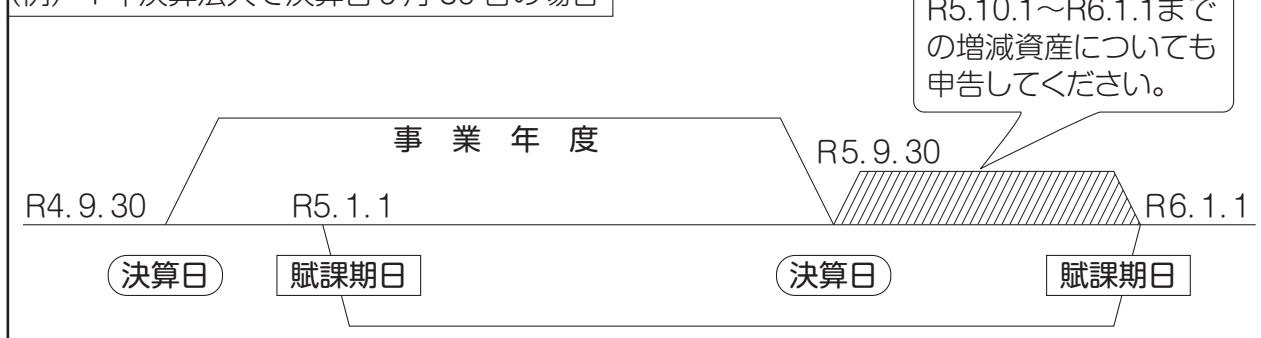
#### (5) 未申告又は虚偽申告について

- ・ 正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条及び豊橋市税条例57条の規定により過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により罰金等を科されることがあります。
- ・ 申告漏れの資産があった場合は、過年度（最大5年間）まで遡って課税されることがあります。

#### (6) 賦課期日と決算日が異なる場合

固定資産税（償却資産）の賦課期日は1月1日です。企業の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合、決算期以降、令和6年1月1日までに資産の増加・減少の異動があるときは、それらの資産について、申告漏れのないようご注意ください。

(例) 1年決算法人で決算日9月30日の場合



## 2 国税資料等の閲覧について

豊橋市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、豊橋市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

## 3 実地調査のお願い

償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、電話でのお問合せや資料提供のご依頼、実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、現年度だけでなく過年度（最大5年間）分についても遡及して修正することもありますので、ご了承ください。

## 4 償却資産のあらまし

### ① 償却資産とは

会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械、工具、器具、備品等の資産を償却資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

償却資産を種類別に分類すると、おおむね次の表のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
1	構築物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、ビニールハウス、門、塀、緑化施設等
		建物附属設備 1. 建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2. テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます）※注1参照
2	機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09及び000～099」）、太陽光発電設備、駐車場機械装置等
3	船舶	遊覧船、ボート、はしけ等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99」「900～999」）及び最高時速が毎時35km以上の農耕作業用自動車並びに台車等。※6ページ「④自動車等について」参照
6	工具・器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パーソナルコンピュータ、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

### ② 申告の対象となる資産

耐用年数1年以上かつ取得価額が10万円以上の資産、または10万円未満であっても減価償却資産として固定資産に計上している資産。

なお、以下の資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- (1) 建設仮勘定で経理されている資産
- (2) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- (3) 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- (4) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- (5) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- (6) 改良費
- (7) 家屋として評価されない建物
- (8) 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- (9) 取得価額が30万円未満の資産で、租税特別措置法の規定により即時償却した資産
- (10) 福利厚生施設で使用されている資産

※消費税を取得価額に含めて税務会計を行っている場合は、消費税を含めた取得価額で申告してください。

※注1 家屋の賃借人等（テナント）が取り付けした附帯設備の取扱いについて

家屋の賃借人等（テナント）が取り付けした附帯設備であって、家屋と不可分一体となったものについて、そのテナントの事業の用に供するために取り付けしたものに限りその取り付けした者を所有者とみなし、テナントの償却資産として取扱います。（平成16年4月1日以降に取り付けた附帯設備に係る平成17年度分の課税から適用）

### ③ 家屋と償却資産の区分表

番号	設備等の内容	家屋と建物附属設備等の所有関係			
		自己所有		借家	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	工場等の機械の動力源である電気設備		○		○
2	冷凍倉庫における冷凍設備		○		○
3	ビル等における受変電設備、発電設備、蓄電池設備		○		○
4	中央監視制御装置、電話交換機		○		○
5	ルームクーラー、パッケージエアコン（家屋と構造上一体であるものを除きます。）		○		○
6	ネオンサイン、スポットライト、広告塔、袖看板、ブラインド		○		○
7	家屋から独立した給水塔・煙突、屋外に埋設されたガス・水道等の配管		○		○
8	電気設備（1、3、4に該当するものを除きます。）	○			○
9	給排水、高架水槽、衛生設備及びガス設備（7に該当する場合を除きます。）	○			○
10	冷房、暖房、通風設備（5に該当するものを除きます。）、ボイラー設備（工場等の生産設備であるボイラー等を除きます。）	○			○
11	昇降機設備（エレベーター、エスカレーター含む）	○			○
12	消火、排煙、災害報知設備	○			○
13	エアカーテンまたは、ドア自動開閉設備	○			○
14	床、壁、天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○			○


### ④ 自動車等について

自動車等については、下の表のとおり、車両の分類ごとに対象となる税目が決まっています。

**償却資産の申告の対象となるのは大型特殊自動車のみとなります。**

フォークリフト、トラクター、田植え機等の小型特殊自動車は軽自動車税の対象となり、償却資産の申告対象になりません。また、自動車税、軽自動車税の対象となる乗用車、トラック等に属する、カーラジオ、カーナビゲーションシステム等も償却資産の申告対象になりません。

#### ●車両の分類（道路運送車両法施行規則）と対象税目

普通自動車		自動車税	×（申告不要）
小型自動車	二輪以外	軽自動車税	×（申告不要）
	二輪		
軽自動車		固定資産税（償却資産）	○（申告必要）
原動機付自転車			
小型特殊自動車 ※下の規格表を参考にして下さい。			
大型特殊自動車	 <p>この数字が、0、00～09、000～099、及び、9、90～99、900～999のものは大型特殊自動車です。</p>		

#### ※小型特殊自動車の規格

項目	長さ(m)	幅(m)	高さ(m)	最高速度(km/h)	原動機総排気量(リットル)
農耕作業用自動車	制限なし	制限なし	制限なし	35未満	制限なし
上記以外の特殊自動車	4.70以下	1.70以下	2.80以下	15以下	制限なし

（上記の基準をひとつでも超えていれば大型特殊自動車です）

⑤ 業種別の主な償却資産

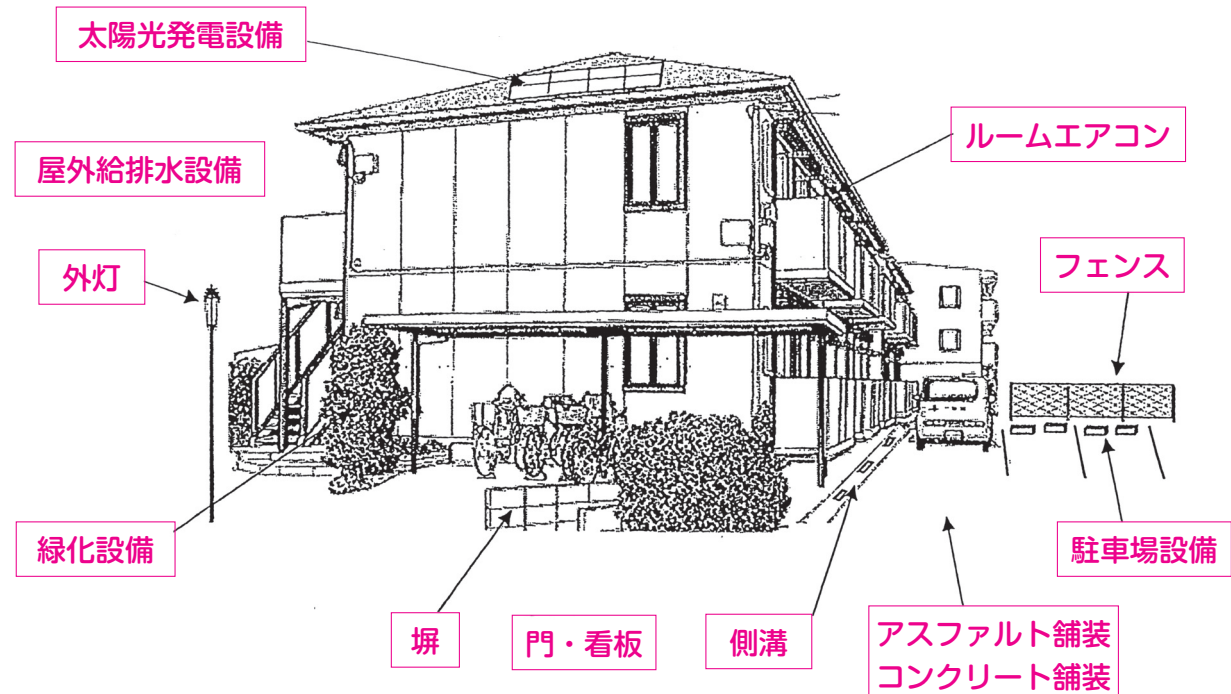
業 種 名	主 な 償 却 資 産
各業種に共通するもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門扉、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、キャビネット、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、LAN設備等
小 売 業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲 食 業	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、阻集器（グリーストラップ）等
理容業、美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン等
医 療 業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン等）、各種キャビネット等
工 場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水装置、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
旅館、ホテル、バー、喫茶・軽食	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄器、製氷機、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送設備等
娯 楽 業	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、玉計数機、カラオケセット、接客用家具、照明設備等
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建 設 業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
鉄 工 業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削機、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
農 業	温室（ビニール製）、給排水設備、井戸、乗車して自走運転のできる装置のない農耕用耕作機械等、農耕作業用自動車（大型特殊自動車に限る）等（詳細は6ページ）
不動産賃貸業	ネットフェンス、宅内側溝、屋外給排水管、屋外ガス管、自転車置場、集合郵便受け、宅配ボックス、ガスタンク、石油タンク、給水タンク、浄化槽、太陽光パネル等
駐 車 場 業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
太陽光発電事業	太陽光モジュール、架台、配線工事、フェンス、舗装等

※ビルの一室等を借り、ご自分で内装等を施工された場合は、内装と設備一式が償却資産に該当します。

※自己所有の建物を通常の維持管理の必要から改修された場合の費用は、家屋の評価に含まれておりますので、償却資産としての申告の必要はありません。

## 5 賃貸住宅、貸し駐車場をお持ちの方へ

賃貸用のアパートや駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産について固定資産税がかかります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告いただくことになっています。



資産の種類	主なもの（耐用年数例）
構 築 物 建 物 附 属 設 備	駐車場アスファルト舗装（10年）、コンクリート舗装（15年）、門・塀・側溝（15年）、外灯（10年）、緑化設備（20年）、フェンス（10年）、屋外給排水設備（15年）など
機 械 及 び 装 置	受変電設備（15年）、太陽光発電設備（17年）など
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	ルームエアコン（6年）など

### ※建物附属設備の家屋と償却資産の区分

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産に区分して課税されます。

- 償却資産 … 単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、又は独立した機器としての性格の強いもの（例：ルームエアコン）
- 家 屋 … 家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの（例：屋内の電気設備、屋内ガス設備、衛生設備など）



## 6 国税（所得税・法人税）との違い

固定資産税の課税対象となる償却資産の範囲、評価方法等については、おおむね所得税、法人税の取扱いと同様ですが、一部の異なる部分がありますので、以下の表を参考にしてください。

項目	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制度	一般の償却資産は固定資産税定率法を適用（固定資産評価基準別表15に定められた減価率を用いる→12ページ参照）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
評価額の最低限度	備忘価額（1円）まで	取得価額の5/100
圧縮記帳の制度	認められる	認められない （国庫補助金等の圧縮額は、取得価額に算入されます）
特別償却、割増償却（租税特別措置法）	認められる	認められない
中小企業者の少額資産の損金算入の特例（租税特別措置法）	認められる	認められない（課税対象）

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産 （それ以前に取得した資産についてはお問合せください。）	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却 減価償却	申告対象外 申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産 （それ以前に取得された資産についてはお問合せください。）	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却 減価償却	申告対象外 申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象		

## 7 増加償却の適用について

増加償却とは、法人税もしくは所得税法の規定により、機械及び装置について通常の使用時間を超えて使用する場合に、償却限度額を一時的に増加させることです。所轄税務署長に届出書を提出することにより増加償却が認められた資産は、償却資産についても増加償却の適用が認められます。

令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に、増加償却を適用している資産がある場合、申告書にその旨を明記するとともに、税務署長への届出書の写しを申告書に添付してください。決算時期が異なるなど申告時に届出書の提出が困難な場合、税務署長に提出後、遅滞なく提出してください。

## 8 課税標準の特例及び非課税について

地方税法第349条の3、本法附則第15条及び旧附則第64条に課税標準の特例が、地方税法第348条及び本法附則第14条に非課税の範囲が規定されています。**新たに特例又は非課税の適用を受ける資産を取得した方は、特例又は非課税該当資産であることを証する書類を添付して、特例資産に該当する場合は「課税標準の特例に係る届出書」を、非課税資産に該当する場合は「非課税適用申請書」を提出してください。**(注1)

また、該当資産については種類別明細書の摘要欄に「特例」又は「非課税」と記入してください。

### ①課税標準の特例の対象となる償却資産の例

特例対象資産	根拠規定		特例率	添付書類	
	条	項 号			
ガス事業用資産	地方税法第349条の三	第2項	最初の5年間 1/3		
			次の5年間 2/3		
内航船舶		第5項	1/2	・船舶検査証書の写し等	
污水又は廃液の処理施設	地方税法附則第十五条	第2項第1号	1/3(注2)	・特定施設設置(使用、変更)届出書の写し	
ごみ処理施設		第2項第2号	1/2	・一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し	
一般廃棄物の最終処分場		第2項第3号	2/3		
産業廃棄物処理施設		第2項第4号イ	1/2	・産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し	
		第2項第4号ロ	1/3	・環境大臣の認定を受けている場合は、それが分かる書類の写し	
下水道除害施設		第2項第5号	4/5(注2)	・除害施設新設等届出書の写し	
太陽光発電設備		(1千kW未満)	第25項第1号イ	2/3(注2)	・再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し
		(1千kW以上)	第25項第2号イ	2/3(注2)	
風力発電設備		(20kW以上)	第25項第1号ロ	2/3(注2)	・再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
		(20kW未満)	第25項第2号ロ	2/3(注2)	
水力発電設備		(5千kW以上)	第25項第2号ハ	7/12(注2)	
		(5千kW未満)	第25項第3号イ	1/2(注2)	
地熱発電設備		(1千kW未満)	第25項第1号ハ	1/2(注2)	
		(1千kW以上)	第25項第3号ロ	1/2(注2)	
バイオマス発電設備		(1万kW以上2万kW未満)	第25項第1号ニ	1/2(注2)	
	(1万kW未満)	第25項第3号ハ	1/2(注2)		
特定事業所内保育施設	第32項	1/3(注2)	・企業主導型保育事業(運営費)助成決定通知書の写し		
農業協同組合等が認定新規就農者に利用させる機械装置等	第37項	2/3	・リース契約書の写し等		
中小企業者が先端設備導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備(令和5年4月1日以降に取得されたもの)	第45項	1/2(賃上げ表明有の場合、1/3)	・先端設備等導入計画の認定書の写し ※先端設備導入計画を含む ・認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し ・賃上げ方針を伴う計画を申請した場合、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し ・リース契約書の写し(※) ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し(※) ※ファイナンス・リースに関してリース会社が申請を行う場合に必要書類です。		
中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物(令和5年3月31日までに取得されたもの)	⑩ 附則第六四条	—	・先端設備等導入計画の認定書の写し ※先端設備導入計画を含む ・工業会等による仕様等証明書の写し ・リース契約書の写し(※) ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し(※) ※ファイナンス・リースに関してリース会社が申請を行う場合に必要書類です。 ※家屋の添付書類については別途お問合せください		

## ②非課税の対象となる償却資産の例

非課税対象資産	根拠規定		添付資料
	条	項 号	
・ 宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物及び境内地	地方税法第三四八条	第2項 第3号	定款、法人登記簿謄本等
・ 直接保育又は教育の用に供する固定資産 ・ 図書館及び博物館法第2条第1項に規定する博物館において直接その用に供する固定資産		第2項 第9号	定款、認可証の写し等
・ 保護施設の用に供する固定資産		第2項 第10号	定款、法人登記簿謄本、認可証又は指定書の写し等
・ 小規模保育事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の2	※社会福祉事業の実施主体が一般財団法人やNPO法人等の場合は、非課税に該当する団体であることについて愛知県等から証明を取得する必要があります。
・ 児童福祉施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の3	(施設例) 救護施設 授産施設 小規模保育 保育所 児童養護施設 児童発達支援センター
・ 認定こども園の用に供する固定資産		第2項 第10号の4	認定こども園 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
・ 老人福祉施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の5	福祉ホーム
・ 障害者支援施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の6	身体障害者福祉センター 老人デイサービス
・ 社会福祉事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の7	生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
・ 更生保護事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の8	放課後児童健全育成事業 地域子育て支援拠点事業
・ 包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の9	事業所内保育事業等
・ 事業所内保育事業（利用定員が六人以上）の用に供する固定資産		第2項 第10号の10	

※①②の表は一部を抜粋したもので、その他のものについては償却資産担当までお問い合わせください。

※これらの施設および設備は、政令・総務省令により範囲が制限されていますので、注意してください。

※税制改正により、特例資産、適用期間、特例率等が変更になることがあります。

(注1) 「課税標準の特例に係る届出書」及び「非課税適用申請書」の用紙は、資産税課のホームページからダウンロードしてお使いください。

(注2) 地方自治体が特例率を定めることができる仕組み「わがまち特例」が導入されています。詳細についてはお問合せください。

## 9 償却資産の評価

償却資産の評価額は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとに、以下のとおり計算します。  
 なお、個々の資産について、取得価額の5%が最低限度額になります。

〈計算式〉

取得価額 $\times(1-r/2)$ ・・・(ア)  
 ・前年前に取得した資産  
 前年度評価額 $\times(1-r)$ ・・・(イ)  
 ※ $r$ ・・・耐用年数に応ずる減価率

〈計算例〉

取得年月：令和5年5月、取得価額250,000円  
 耐用年数4年の場合  
 令和6年度 $=250,000円\times 0.781=195,250円$   
 令和7年度 $=195,250円\times 0.562=109,730円$   
 令和8年度 $=109,730円\times 0.562=61,668円$   
 令和9年度 $=61,668円\times 0.562=34,657円$   
 令和10年度 $=34,657円\times 0.562=19,477円$   
 令和11年度 $=19,477円\times 0.562=10,946円<12,500円$   
 ※令和11年度で算出額が取得価額の5% (12,500円) より  
 小さくなりますので、以降12,500円で評価されます。

償却資産減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	$r$	(ア) $1-r/2$	(イ) $1-r$		$r$	(ア) $1-r/2$	(イ) $1-r$
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912

## 10 税額の決定

課税標準額・・・各資産の評価額を合算した額が課税標準額(1,000円未満切り捨て)となります。  
 税率・・・・・・1.4/100 (豊橋市市税条例第41条)  
 免税点・・・・・・課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。(豊橋市市税条例第42条)

## 11 納期

年税額は第1期（5月）、第2期（7月）、第3期（12月）および第4期（翌年2月）の4回にわけて納めていただくか、5月に一括で納めていただきます。

なお、納税通知書は償却資産と土地・家屋が一本化されて一つの通知書となっています。

## 12 災害減免について

豊橋市では火災・風水害等の災害により使用目的を損じた償却資産について、市税条例第51条により減免の規定を設けております。被災状況や時期により、減免の適用可否や減免割合等が異なります。被災されたときは市担当者までご連絡ください。

## 13 償却資産課税台帳の閲覧

償却資産の課税内容を確認されたい場合は、4月1日以降に資産税課（本庁東館2階）で課税台帳の閲覧をご利用ください。

手数料は1年度1名義につき、100円となります。ただし、4月1日から5月31日までの期間は当年度分のみ無料で閲覧いただけます。

## 14 Q & A ～よくある質問～

Q1 毎年、税務署へは確定申告をしているのですが、市へも申告する必要がありますか？

A1 **必要です。**

税務署への申告は、所得税・法人税（国税）の確定申告であり、市への申告は、固定資産税（市税）の申告であるため、機関や申告対象などが異なります。

償却資産を所有している限り毎年の申告が地方税法383条により、義務付けられています。

Q2 免税点未満ですが、毎年申告が必要ですか？

A2 **必要です。**

免税点未満であっても、事業を行っている限り毎年の申告が必要です。

Q3 資産の増減や異動がなく、昨年と同じ申告内容でも申告は必要ですか？

A3 **必要です。**

賦課期日（課税の基準日）の1月1日現在、償却資産を所有している方には、資産の増減や異動がない場合でも、資産が所在する市町村へ申告書を提出していただくこととなっています。申告書の右下の17「備考」欄の「2増減なし」を丸で囲んで提出してください。

Q4 廃業した場合でも申告の必要がありますか？

A4 **必要です。**

申告書右下の備考欄「資産の状況について」にある「4. 廃業・解散・転出等」に○をつけ、その横の日付の欄に、廃業した日付を記入して、提出してください。

- Q5 相続をした場合どのように申告すればよいですか？
- A5 申告書右下の備考欄「資産の状況について」にある「5 相続・承継・吸収合併等」に○をつけ、相続を行った日付、新所有者の基本情報を記入してください。  
申告書の書き方については、当手引き16ページから19ページをご覧ください。
- Q6 間違った内容を申告してしまいました。どうすればいいのでしょうか？
- A6 遅滞なく修正申告を提出してください。  
詳しくは当手引き4ページ「申告内容に誤り等を見つけた場合」をご覧ください。
- Q7 申告書を書き間違えてしまいました。どうすればいいのでしょうか？
- A7 二重線を引き、余白へ正しいものを記入してください。  
誤字や汚れが多い場合、申告書を再送しますのでご連絡ください。
- Q8 前年の申告内容に誤りがあり、前年前に取得したものの取得価額が印字してある金額と異なる場合、どうすればいいですか？
- A8 該当箇所に二重線を引き、正しい金額を余白に明記するとともに、その理由を備考欄にご記載ください。  
必要に応じて前年の修正申告を提出していただくことがあります。
- Q9 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産も申告が必要ですか。
- A9 必要です。  
その資産が実際に事業に使用できる状態にある限り申告の対象となります。なお、固定資産税での評価額の最低限度は取得価額の5%です。
- Q10 現在使っていない資産についても申告は必要ですか？また、休業中も申告は必要ですか？
- A10 必要です。  
未稼働資産や遊休資産であっても、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、事業の用に供される状態にある資産であれば、申告の必要があります。休業中も同様の理由から申告が必要です。
- Q11 豊橋市内に工場はありますが、本社は豊橋市外にあります。償却資産の申告は必要ですか？
- A11 必要です。  
償却資産の申告は、資産が所在する市町村へ申告することになっていますので、豊橋市内に所在する資産のみを豊橋市へ申告してください。
- Q12 建物工事一式で減価償却している場合、どのように申告すればよいですか？
- A12 「建物工事一式」として税務会計上減価償却している場合は、「工事請負見積書」などから対象資産を選別し、償却資産に該当する資産を申告してください。  
当手引き5ページから6ページをご覧ください。

Q13 会社の決算期日にあわせて申告してもよいですか？

A13 **1月31日までに申告してください。**

会社の決算時期にかかわらず、地方税法第383条の規定により償却資産の申告については、賦課期日（毎年1月1日）現在における当該償却資産について、1月31日までに申告しなければならないこととなっておりますのでご了承ください。

Q14 中小企業者特例を適用し一時に損金算入した資産については申告の必要はありますか？

A14 **必要です。**

会計処理の方法によって申告が不要となる資産は、「10万円未満の資産のうち、一時に損金算入する資産」及び「20万円未満の資産のうち、3年で一括償却する資産」の2点のみとなります。詳しくは当手引きの9ページをご覧ください。

Q15 取得価額に消費税は含めるべきでしょうか？

A15 **税務会計上で採用している経理方式により異なります。**

税抜経理方式を採用している場合には消費税額を含まない金額が取得価額となり、税込経理方式を採用している場合には消費税額を含んだ金額が取得価額となります。

Q16 中古資産の耐用年数がわからない場合どうすればいいですか？

A16 **中古資産は見積耐用年数を算定することができます。**

当該中古資産を事業の用に供した時以後の使用可能期間を見積もり、耐用年数として算定することができます。実務上見積もりの困難な場合のみ、次のような簡便法の取扱いが認められています。

【法定耐用年数の全部を経過した資産】

耐用年数＝法定耐用年数×20%

【法定耐用年数の一部を経過した資産】

耐用年数＝法定耐用年数－経過年数＋（経過年数×20%）

なお、これらの計算により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には2年とします。

Q17 課税標準の特例や非課税の適用を受けるためにはどうしますか？

A17 **新たに特例又は非課税の適用を受ける資産を取得した場合、「課税標準の特例に係る届出書」又は「非課税適用申請書」に特例又は非課税該当資産であることを証する書類を添付して提出してください。また、該当資産については種類別明細書の摘要欄に「特例」又は「非課税」と記入してください。**

詳しくは当手引き10ページから11ページをご覧ください。

# 15 償却資産申告書・種類別明細書の書き方

## ㊦償却資産申告書の記入例

①、②、⑤、⑧、⑪、⑬～⑮は必ず記載してください。  
初めて申告される方は③を必ず記入してください。  
その他の項目についても、可能な限り記載してください。

受付印

令和 **6** 年 **1** 月 **5** 日

豊橋市長 様

令和6年度

償却資産申告書（償却資産課税台

所有者	① (ふりがな) 住所 又は納税通知書 送付先	とよはししいまはしちよう <b>豊橋市今橋町1番地2</b> <small>(屋号)</small>	③ 個人番号又は 法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3									
	② (ふりがな) 氏名 法人にあっては その名称及び 代表者の氏名	とよはししょうきやくこうぎよう <b>豊橋償却工業株式会社</b> <b>代表取締役 豊橋 太郎</b> <small>(電話 0532 - 51 - 2226)</small>	④ 事業種目 <small>(資本等の額)</small>	<b>鉄工業</b> <small>(10 百万円)</small>									
			⑤ 事業開始年月	<b>昭和54年4月1日</b>									
			⑥ この申告に 応答する者の 係及び氏名	<b>経理課 豊橋 一郎</b> <small>(電話 0532- 51 -2226)</small>									
			⑦ 税理士等 の氏名	<b>今橋 二郎</b> <small>(電話 0532- 51 -2227)</small>									
資産の種類		取得価額											
		⑫ 前年 中に取得した もの (イ)	⑬ 前年 中に減少した もの (ロ)	⑭ 前年 中に取得した もの (ハ)	⑮ (イ) - (ロ) + (ハ) (ニ)						⑧ 15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地  ⑨ 借用資産 (有・無) 17 事業所用家屋 18 備考(添付書  ⑩ 資産の状況につ 該当する項目に○ ⑪ ① 資産増減あり 4. 廃業・解散・ 5. 相続・承継・ ※新所有者の (住所 (氏名又は (個人番号  特例該当		
1	構 築 物	863,400	263,400		600,000								
2	機 械 及 び 装 置	13,440,000	320,000	16,800,000	29,920,000								
3	船 舶												
4	航 空 機												
5	車 両 及 び 運 搬 具												
6	工 具、器 具 及 び 備 品	760,000		835,000	1,595,000								
7	合 計	15,063,400	583,400	17,635,000	32,115,000								
		資産の種類	評 価 額 <small>(ホ)</small>	決 定 価 格 <small>(ヘ)</small>	課 税 標 準 額 <small>(ト)</small>								
1	構 築 物												
2	機												
3	船												
4	航												
5	車												
6	工												
7	合 計												

<評価額等>

これらの欄の記載は不要です

※ただし、電算処理による申告の場合は記入してください

欄	記入方法
① 住 所	・住所に変更があった場合は、二重線で消して訂正してください。 ・屋号があれば記入してください。
② 氏 名	・電話番号を必ず記入してください。 ・氏名等に変更がある場合は二重線で消して訂正してください。
③ 個人番号または 法 人 番 号	初めて申告する個人又は法人の方は、必ず記入してください。 ※個人の方で過去に申告されている方の記入は不要です。
④ 事 業 種 目 等	4. 事業の内容を記入してください。事業種目が複数ある場合には、主たる事業種目を記入してください。法人の場合は、資本金又は出資金らの金額も記入してください。 5. 個人の方は事業開始年月日、法人の場合は設立年月日を記入してください。



⑥ 所有者コード	
1 2 3 4 5 6 7 8	
8 短縮耐用年数の承認	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
⑨ 増加償却の届出	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
10 非課税該当資産	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
11 課税標準の特例	<input checked="" type="radio"/> 有・無
12 特別償却又は圧縮記帳	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
13 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 定率法・定額法
14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有・無

第二十六号様式(提出用)

① 豊橋市今橋町1番地2
② 豊橋市今橋町1番地3(借家)
③ _____
貸主の名称等 (株)豊橋リース

の所有区分  10  借家

について  
をつけてください。

2. 増減なし 3. 該当資産なし

転出等 (平成 年 月 日)

吸収合併等 (平成 年 月 日)

基本情報 )

名称 )

又は法人番号 )

資産あり

市処理欄  
受 付

入 力

明細確認

課税確認

欄	記入方法
⑤ この申告に 応答する者の 係及び氏名等	6. 市より連絡をとらせていただく場合がございますので、必ず記入してください。個人の方で担当者が「2氏名」と同一の場合は、「同左」と記入してください。 7. 税理士等が申告を代行する場合は必ず記入してください。記入がある場合、問合せの際には優先的に連絡させていただきます。
⑥ 所有者コード	独自様式による申告の場合も必ず記入してください。 ※初めて申告する方の記入は不要です。
⑦ 短縮耐用年数 の有無等	8~14. 各項目の有無等について、該当する方を○で囲んでください。
⑧ 市内における 事業所等 資産の所在地	・豊橋市内にある資産の所在地を記入してください ・自己所有でなく借家の場合はその旨を記入してください
⑨ 借 用 資 産	・リース資産・レンタル資産等の有無について該当する方を○で囲んでください。 ・借用資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記入してください。
⑩ 事業所用家屋 の所有区分	該当する区分全てを○で囲んでください。
⑪ 備 考	・1~5のうち該当する番号を○で囲んでください。 ・豊橋市内に資産がなくなった場合は4を○で囲み、その年月日を記入してください。 ・相続・承継・吸収合併等で所有者の変更があった場合は5を○で囲み、その年月日、新所有者の住所、氏名又は名称、個人番号又は法人番号を記入してください。 ・課税標準の特例等の適用のある資産を取得した場合は、その旨を記入してください。(例：特例該当資産あり)
⑫ 前 年 前 に 取得したもの (イ)	前年までの申告に基づき、印字しています。通常、前年の申告の取得価額と一致しますが、金額に相違がある場合は、該当箇所を訂正し、その理由を⑪「備考」にご記載ください。 ※初めて申告する方の記入は不要です。
⑬ 前 年 中 に 減少したもの (ロ)	前年中に減少した資産の取得価額を種類別に記入してください。 ※初めて申告する方の記入は不要です。
⑭ 前 年 中 に 取得したもの (ハ)	今回新たに申告いただく資産の取得価額を種類別に記入してください。 ※初めて申告する方は、前年前、前年中の区分をせず、申告するすべての資産の取得価額をこの欄に記入してください。 ◎申告漏れや、移動により受け入れた資産はこの欄に記入してください。
⑮ 計 (イ)-(ロ) + (ハ) (二)	(イ) - (ロ) + (ハ) の計算をした取得価額を記入してください。

①種類別明細書の記入例

◎前年までに申告された方（電算申告は除く）は今までの申告に基づき、資産を印字していますので、令和6年1月1日時点の資産と相違がないかご確認ください。資産の増減がある場合以下の記入例に沿って記入してください。

- ・前年中に資産の増加がある場合→①
- ・資産の減少がある場合→②
- ・前年前の資産に修正があった場合→③
- ・前年前の資産に申告漏れがあった場合→④

◎初めて申告される方は令和6年1月1日現在の全資産を記入してください。

◎独自様式又は電子申告（eLTAX）により提出する方は、減少資産のみを抽出した種類別明細書も別途作成し添付してください。

① 対象資産を余白に記入し、増加事由の該当する番号を○で囲んでください。

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受け入れ
4	その他

移動による受け入れの場合、その旨を摘要欄に記載してください。

<資産の種類について>

資産の種類に記載する数字は、以下のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

<資産の名称について>

20文字以内で記入してください。JIS基本漢字等以外の文字を使用されていた場合、類似の文字に置き換えて登録します。

<取得価額について>

資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費用を含みません）を記載してください。

併せて、以下の点にご留意ください。

- ・圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記載してください。
- ・事業用と非事業用の両方で使用する資産は、その資産の取得価額全額を記載してください（事業占有割合による取得価額のおん分は固定資産税の評価上、認められていません）。
- ・店舗設備等を居抜きで購入した場合や資産を無償で譲り受けた場合で、取得価額が不明なものについては、取得価額を見積もって記載してください。

令和6年度 償却資産種類別明細

所有者コード		住所	豊橋市今橋町1番地2	
12345678		氏名・法人名	豊橋償却工業株式	
連番	種類	資産番号	資産の名称	
01	1	01	01	舗装路面
02	1	02	02	コンクリートベイ
03	2	01	01	溶接機
04	2	02	02	LS-540-800旋盤
05	2	03	03	制御監視盤 第一工場制御監視盤
06	6	01	01	応接セット
07	6	02	02	パソコン
08				
09				
10				
11	2			マシニングセンタ
12	2			コンプレッサー
13	6			パソコン
14				
15	6			複写機
16				
17				
18				

この欄の記入は不要です

② 対象資産を二重線で消し、摘要欄に除去年月と理由を記入してください。  
一部減少の場合は、「数量」及び「取得価額」を訂正してください。

書(増加資 全資産用)

数量	取得年月	取得価額 <small>十億 百万 千 円</small>	耐用年数	減価残存率	評価額	特例 減免	課税標準額	増加事由	摘要
1	S56.5	600,000	15					1・2 3・4	
<del>1</del>	<del>S57.8</del>	<del>263,400</del>	<del>15</del>					1・2 3・4	R5.4 取壊し
<del>1</del>	<del>H15.6</del>	<del>320,000</del>	<del>14</del>					1・2 3・4	R5.8 一台廃棄
1	H2.10	2,000,000	10					1・2 3・4	
1	H25.9	10,800,000	14					1・2 3・4	名称訂正
1	H28.4	60,000	14					1・2 3・4	
1	H30.8	700,000	8					1・2 3・4	
			4					1・2 3・4	
1	R5.7	5,600,000	9					①・2 3・4	
1	R5.11	11,200,000	12					①・2 3・4	
1	H29.7	385,000	4					1・2 ③・4	豊川支店より R5.5移動
								1・2 3・4	
1	R4.10	450,000	5					1・2 3・④	前年度 申告漏れ
								1・2 3・4	
								1・2 3・4	
								1・2 3・4	

〈減価残存率から  
課税標準額まで〉  
これらの欄の記入は  
不要です  
※ただし、電算処理による  
申告の場合は記入してく  
ださい

③ 内容に修正があった場合、該当箇所に二重線を引いて訂正し、その旨を摘要欄に記載してください。

④ 申告漏れがあった場合、対象資産を余白に記入し、摘要欄に「○年度申告漏れ」と記載してください。

### 【最終確認】提出前にご確認ください

- 償却資産申告書の必要事項は記入されていますか？
- 種類別明細書の確認・修正はお済ですか？
- 種類別明細書に記載した資産は全て豊橋市内にありますか？
- 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- 独自様式又は電子申告（eLTAX）で提出する場合、償却資産申告書・種類別明細書に所有者コードは記入されていますか？
- 独自様式又は電子申告（eLTAX）で提出する場合で、前年中に資産の減少がある場合、減少資産のみを抽出した種類別明細書は添付していますか？
- 提出物はすべて準備できましたか？
  - ①償却資産申告書
  - ②種類別明細書
  - ③宛先の記入及び切手を貼った返信用封筒（受付印を押した控が必要な場合のみ）
  - ④その他必要書類（新たに特例又は非課税の適用を受ける資産を取得した場合等）

## 申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください

- インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから申告等の手続きを行うことができます。
- 利用届出（新規）を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。

エルタックス  
**eLTAX** のご利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問合せください

---

◆ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

◆電話：0570-081459（ヘルプデスク）

🔍 **エルタックス** **検索** 

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、  
eLTAX ヘルプデスクまでお問合せください

郵送の際は下のラベルを切り取り  
封筒に貼り付けてご利用ください

✕キリトリ✕

〒440-8501  
豊橋市今橋町1番地

豊橋市役所 資産税課  
償却資産担当 行

（償却資産申告書在中）

### ◎問合せ先◎

豊橋市役所財務部資産税課

償却資産担当

電話 ☎ 0532-51-2226